

確 約 書

トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）及び日野自動車株式会社（以下「日野」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、トヨタが日野より割当を受け取得する2026年3月27日割当予定の日野の普通株式270,915,798株及びA種種類株式175,512,774株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 トヨタは、本件株式の割当を受ける日である2026年3月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、日野に書面により報告する。
- 2 日野は、トヨタが前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、トヨタの氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 トヨタは、日野が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 トヨタは、前条第1項に規定する期間において、日野から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を日野に提示する。

第3条 トヨタは、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して日野が負う義務を日野が履行するに当たり、日野がトヨタに必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 トヨタは、日野が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2026年3月26日

トヨタ (住 所) 愛知県豊田市トヨタ町1番地
(名 称) トヨタ自動車株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 佐藤恒治

佐藤恒治

日野 (住 所) 東京都日野市日野台3-1-1
(名 称) 日野自動車株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 小木曾聡

小木曾聡